

消石灰仕様書

本仕様書は、秋田市総合環境センターの溶融施設で使用する消石灰の購入について適用するものとする。

1 一般事項

- | | |
|---|---|
| (1) 品名 | 消石灰 |
| (2) 用途 | 排ガス中の塩化水素（HCL）の除去 |
| (3) 納入場所 | 秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝地内
秋田市総合環境センター 溶融施設 |
| (4) 契約期間 | 令和8年4月1日から
令和9年3月31日まで |
| (5) 規格 | J I S R 9 0 0 1 特号 |
| (6) 納入荷姿 | ジェットパック車 |
| (7) 一回当たり平均発注量 | 10,000kg 程度 |
| (8) 納入期限 | 原則として発注日の翌日納入
緊急で必要になった場合は、速やかに納入するよう努力すること。 |
| (9) 平均発注頻度 | 4～5回／月 程度 |
| (10) 予定使用量 | 540,000kg |
| (11) 最小発注単位 | 1 kg |
| (12) 受入設備 | 溶融施設専用接続口
溶融施設50㎡サイロ、口径100A |
| (13) 同等品を不可とする。(当該品は、溶融施設の排ガス中の塩化水素除去性能が最も優れているため。) | |

2 特記事項

- (1) 受注者は、労働安全衛生法および関係法令を遵守すること。
- (2) 受注者は、初回納入前までに、SDS（安全データシート）を提出すること。
- (3) 受注者は、納入ごとに薬剤の成分分析表を提出すること。
- (4) 納入時、受注者の原因で設備等を破損した場合は、受注者の責任で修理および復旧すること。
- (5) 納入量は、秋田市総合環境センター計量所において計量した数量とする。
- (6) 発注予定数量が不確定であるため、最小発注数量当たりの単価契約とする。
- (7) 最小発注数量当たりの単価に消費税および地方消費税の額を加算した金額を契約単価とする。
- (8) 代金の支払いについては、契約業者からの適法な請求書を受領した日から30日以内に、秋田市が契約業者へ代金を支払うこととする。